

外国債券に関する説明書

本説明書は、お客様が楽天証券との間で行う外国（外貨建て）債券のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）※のみを受払いいただきます。（購入対価に別途、経過利子をお支払いいただく場合があります。）

※お客様の購入・売却それぞれに対して市場の実勢や需給の状況等を踏まえて当社が定めた価格をお客様に提示いたします。なお、ある時点で同じ債券に対して当社から提示する価格については、購入価格（お客様が購入する場合の価格）は売却価格（お客様が売却する場合の価格）よりも高く設定されることが一般的です。また、債券の購入後にお客様の保有銘柄一覧等に表示される参考単価は売却価格に近い単価であるため、評価損益は評価損として表示される傾向にあります。

- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化により変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、すでに発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化により変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。
- 規制により外貨決済ができない通貨の場合、ご購入、ご売却また元利金の決済は原則として、日本円もしくは計算代理人により定められた通貨となります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

その他のリスク

- 外貨建て債券には、発行者が任意で期限前償還をすることができる旨の条項が付されている場合があります。期限前償還された元本を再投資する場合、金利低下局面など市場環境によっては、再投資利回りが償還になった外貨建て債券の利回りよりも低くなる場合があります。期待通りの運用成果を享受できないおそれがあります。
- 新興国通貨建て債券は、米ドル等主要通貨建て債券に比べて流動性が低くなる可能性があります。
- 適用利率等が金融指標を参照して決定される外貨建て債券において、将来参照される金融指標の算出がなされなくなる等の場合、参照する金融指標または当該金融指標に基づく適用利率等の決定方法が変更される可能性があります。その場合、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあります。
- 外貨建て債券には、法令等の改正、災害・戦争等の発生等により、当該債券の継続が困難になった場合や、発行者等が当該債券をヘッジする目的で保有するポジションが、合理的な努力を尽くしても維持することが困難（ヘッジコストの増加を含む）になった場合に、発行者の裁量または計算代理人の判断により、計算代理人等の算定する時価によって期限前償還されるものがあります。
- 地政学的リスクにより急激な流動性の低下や売買不可、大幅な価格下落となるおそれがあります。
- 外貨建て債券の利金・償還金の支払いを発行体から任命されている支払代理人や外国の証券決済機関における業務遅延またはそれにとまなう情報更新遅延等に伴い、お客様への利金・償還金の支払い（現物償還の場合は、当該証券の入庫）が遅延する可能性があります。
- 当社から他社へもしくは他社から当社へ外貨建て債券の移管を依頼する場合、満期償還までの期間が短い銘柄や額面金額が小さいこと等によって、移管ができない場合があります。
- 外貨建て債券にかかわるコーポレートアクション（買入のオファー、信託証書の変更同意要請等）については、一般的に申し出可能期間が非常に短いため、時差や日本での祝日の関係により当社では取扱いできない場合があります。また、エクステンジオファー（交換の申し出）については、交換に際して新規に発行される債券に関して金融商品取引法上の適切な開示が行われない限り、同法上の規制により当社での取扱いはできません。

企業内容等の開示について

- 外貨建て債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等による企業内容等の開示が行われておりませんのでご注意ください。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

その他の留意点

IFA 専用銘柄をお持ちのお客様に相続が発生し、当該銘柄を相続した場合は、IFA 口座でのみのお預かりとなります。ネット口座へ移すこと、および他社へ移管することはできません。（相続人が IFA 口座をお持ちでない場合は、IFA 口座を開設いただく必要があります。）

当社の概要

商号等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 195 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加入協会	日本証券業協会
資本金	19,495 百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333 (通話料有料)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝・年末年始を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 平日 9:00~17:00 (祝日を除く)

○その他留意事項

日本証券業協会のウェブサイト (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

(2024年12月)